

(附) 口腔病理専門医資格更新のための生涯学習基準と単位 (2013年度改定版)

項目	参加	発表
<b>A群 日本病理学会開催または後援する集会</b>		
1. 日本病理学会総会	20	10 (5)
2. 日本病理学会秋期特別総会	20	10 (5)
3. 日本病理学会支部学術総会	10	5 (3)
4. 日本病理カンファレンス	5	5
5. 細胞診講習会	10	
6. 技術講習会	5	
7. 診断病理サマーフェスト	10	
8. 病理学あるいは口腔病理学教育セミナー・スライドセミナー	10	
9. 病理学あるいは口腔病理学教育セミナー・シンポジウム	5	
<b>B群 他の団体が開催する人体病理学関連の集会</b>		
1. 日本臨床口腔病理学会が開催する学術集会	15	10 (5)
2. International Congress, International Academy of Pathology (IAP)	10	10 (5)
3. 同上におけるスライドセミナー	10	
4. United States and Canadian Academy of Pathology (USCAP)	10	10 (5)
5. International Association of Oral Pathologists (IAOP)	10	10 (5)
6. 同上におけるスライドセミナー	10	
7. 口腔四学会合同研修会	10	
8. 日本臨床検査医学会、日本臨床細胞学会が開催する学術集会	5	5 (3)
9. 人体病理学に関連するその他の団体が開催する学術集会 (歯科基礎医学会、日本口腔外科学会、日本歯科放射線学会、日本歯周病学会、日本口腔腫瘍学会、日本口腔科学会、日本唾液腺学会)	5	5 (3)
10. World Congress, World Association of Pathology (WASP)	5	
11. 日本歯科医師会生涯教育研修会	5	5 (3)
12. 日本医師会生涯教育研修会	5	
<b>C群 人体病理学に関する著書・学術論文</b>		5 (3)
<b>D群 任意の、または計画された体験研修</b>	<b>審査対象</b>	

注1. 発表における括弧内数字は、筆頭者でない共同発表の単位数を示す。

注2. B群9項の関連学会については、日本歯科医学会の専門分科会ないし認定分科会として記載されたもの、もしくは日本臨床口腔病理学会と密接な関連を有するものであることを基準とする。

注3. A群の8項およびB群の2項のセミナーに関しては、同一集会において複数のものに参加した場合でも一回分の単位数とする。

注4. A群の8項および9項の両方に同日参加した場合は、10単位とする。

注5. 発表に関しては、同一集会において複数回発表した場合でも一回分の単位数とする。

注6. D群の体験研修は、その分野の専門家のもとで体験的な研修を受けるものをいい、その単位数は口腔病理専門医資格審査委員会および専門医制度運営委員会において審議、決定する。

注7. その他、上記に明確な記載のないものについては、医科の専門医制度運営委員会が記載する基準に沿って単位を付与し、審査の時点で医科の単位数が変更されている場合もこれにならうものとする。

注 8. 臨床学会地方会レベルの集会については、筆頭者の発表に対してのみ単位を付与し、病理組織学的検索や考察を行ったものに限る。また、内容については必要に応じて口腔病理専門医資格審査委員会および専門医制度運営委員会において審議し、付与する単位数を決定する。